

令和8年度

大分市脱炭素先行地域再エネ設備等 導入費補助金(一般住宅・民間施設) 申請の手引き

【太陽光発電設備】

令和8年8月版

大分市 環境部 環境政策課

脱炭素社会推進室

1. 補助額

太陽光発電設備の補助額は、補助対象経費の2/3 以内(上限金額あり)となります。

補助対象設備	補助率	上限金額	導入方法	参考価格※1
太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)	2/3以内	【一般住宅(個人)】 100万円 【民間施設(民間事業者)】 400万円	購入 リース PPA	25.5万円/kW

※1 国の資料等を踏まえた参考価格(税抜き)です。

まずは各ハウスメーカー・施工店にお問い合わせください。

2. 補助対象設備の要件

主な交付要件は下記のとおりとなります。詳しくは、国要領1別紙をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
自家消費型 太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)	①固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ②本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量のうち、一定の割合以上を自家消費すること。※2 ③PPA又はリース契約の場合、PPA事業者又はリース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されるものであること。 ④設備導入後に法定耐用年数を経過するまでの間、市が求める補助対象設備の稼働量データ(発電量及び充放電量等)及び補助対象施設の電力使用量データを提供すること。また、それらのデータを把握するため、年間の発電量、余剰売電量、設置場所の電力使用量等を管理するシステムを導入すること(次頁を参照)。 ⑤導入設備によって生じる環境価値(CO2排出削減効果)について、J-クレジット制度等への登録を行わないこと。環境価値を第三者に譲渡・売却せず、需要家自らに帰属させること。PPAやリースにおいて、設備を導入する場合は発電・蓄電された電力に付随する環境価値(CO2削減価値等)は、需要家に帰属するものとする。 ⑥IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を使用すること。 ⑦本事業において電気事業法に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 ⑧国(資源エネルギー庁)の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」等に定められた安全・維持管理に関するルールを守って設置・運用すること。 (※FIT申請専用の手続き等を除く)

※2「一定の割合」についての考え方は、以下表のとおりです。

一般住宅	発電電力の30%以上を自ら消費すること。
民間施設	(敷地内設置の場合) 発電電力の30%以上を自ら消費すること。また、自家消費をする電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。

太陽光発電の法定耐用年数について

太陽光発電設備の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

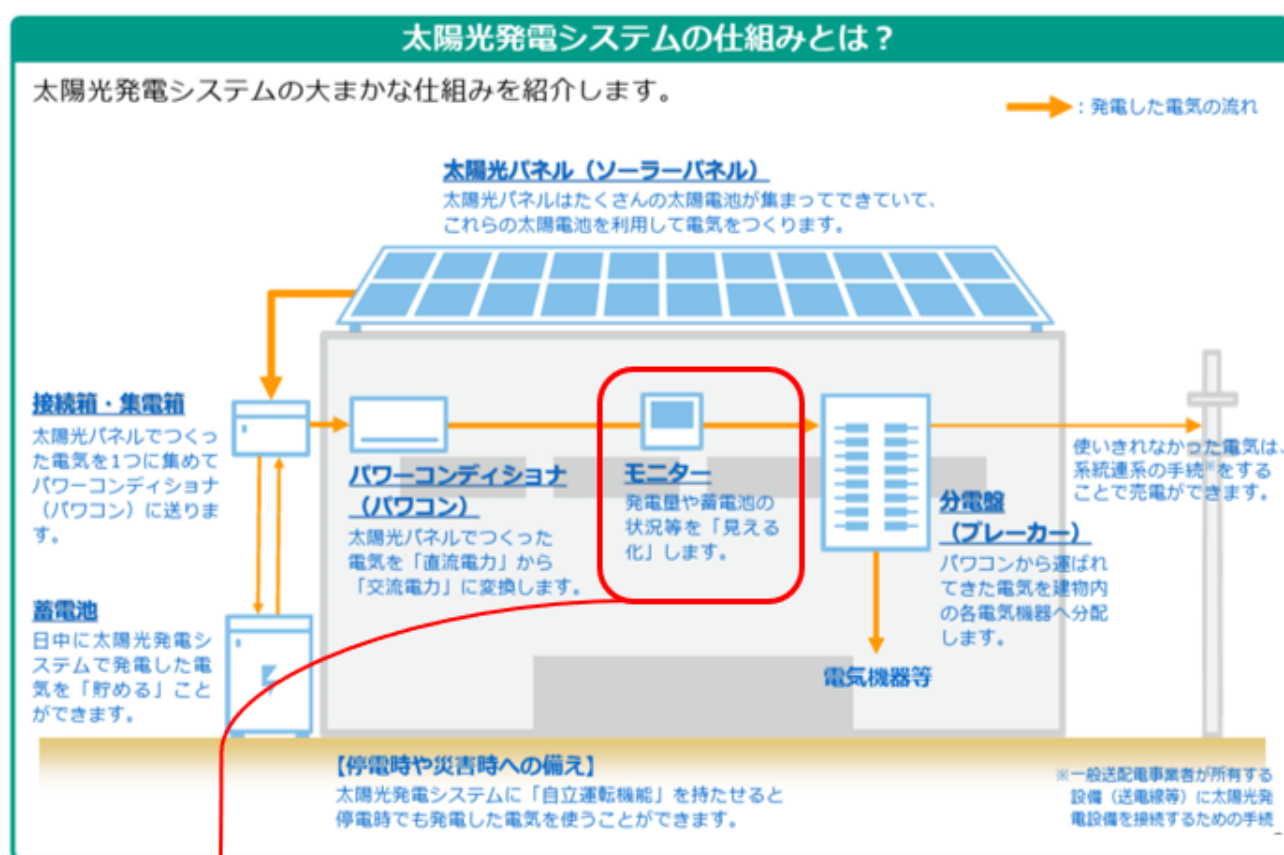
(参考)国税庁 HP:

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17 年

——— 太陽光発電システムとデータの計測機器について ———

太陽光発電システムは図のような仕組みとなっています。太陽光発電設備については、法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して自家消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」を保つことが交付要件となっており、環境省へその報告を行う必要があります。そのため、本補助金を使って太陽光発電設備を導入する際、図中の「モニター」に当たる機器を太陽光発電設備と併せて設置いただき、モニター上で表示される年間の稼働量データ及び電力使用量データを毎年市に提供いただく必要があります。報告に関しては、その都度、市から依頼文書等を送付しますので、必ずご回答ください。詳細は依頼文書等に記載いたします



※環境省ホームページより引用

モニターでの確認のほか、パワコンでデータ収集を行うものや、PC・スマホで確認ができる機器もあります。年間稼働データ及び年間使用量のデータはモニター等でご確認ください。

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年8月25日(火)から令和9年1月29日(金)まで

※予算の上限に達し次第終了

(2) 交付申請時の提出書類一覧

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の注意事項
様式第1号(交付申請書) ※一般住宅は様式第1号(その1) 民間施設は様式第1号(その2)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
様式第12号(代理受領事前届出書)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
見積書(明細を含む)の写し	・2社以上から見積もりをとっているか ・見積の明細が記載されているか ・氏名が記載されているか ・補助対象額と、対象外の金額が読み取れるか ・新品の設備か ・自家消費30%以上を満たすような適切な規模の導入となっているか ・ソーラーカーポートの場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入することになっているか
別紙1(誓約書)	・すべての事項を確認し、誓約書に署名したか
申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写しまたは、これに代わるもの	※申請者が民間事業者(個人事業主、PPA事業者及びリース事業者を除く)の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものか
補助対象地域内に民間施設を有していることが分かる書類	※申請者が民間事業者の場合のみ提出。ただし、前号で掲げる書類で確認できる場合は不要
住民票の写し	※現住所地が補助対象地域の個人の場合にのみ提出 ・発行日より3か月以内のものか
大分市の市税完納証明書	※申請者(リース契約における設備使用者及びPPAにおけるサービス利用者を含む。)の現住所地又は民間施設の所在地が大分市の場合に限る。(本市の課税の対象とならない場合は不要) ・発行日より3か月以内のものか
地図、建物の平面図、設置図等 (例)設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか ・設備が対象施設に接続予定となっているか

導入する設備の仕様書 (例)カタログなど	・導入する設備の仕様が分かるか ・建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、国要領 1 別紙 1 の 2 ア(ア)交付要件kを満たしているか
別紙2(電力使用量確認書)	・電気料金の請求書等に記載の数字と誤りがないか
別紙2(電力使用量確認書)の根拠資料 (例)電気料金の請求書など	・直近 1 か月以上の電力使用量(kWh)が記載されている書類であるか
サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除される予定であることが分かる書類	※PPA またはリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか
システム構成図及び導入予定設備が JC-STAR★1以上の認証を取得したことがわかる書類(JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得していない製品を導入する場合にあっては、理由書)	※IP 通信を用いる製品を導入する場合のみ提出
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日まで。

(2) 実績報告時の提出書類一覧

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の注意事項
様式第8号(実績報告書) ※一般住宅は様式第8号(その1) 民間施設は様式第8号(その2)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
様式第14号(代理受領委任状)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
支払いを証明できる書類の写し (例)振込証明書、領収書等・請求書	・請求書の金額を支払ったことが分かるか ・経費の内訳が明記されているか ・設置住所が確認できるか
住民票の写し	※申請時に提出していなかった個人の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか ・住所地が補助対象地域となっているか
大分市の市税完納証明書	※本市で課税されており、申請時に提出していなかった場合に限る
契約書等の写し	・交付決定日以降に契約等を行っているか (交付決定前の契約は、交付対象外) ・設置する設備の型番等が分かるか
補助対象設備の導入前、施工中、導入後の写真	・導入前、施工中、導入後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型番等が分かる写真を撮影し添付しているか
導入設備の実際の設置図 (例)平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置場所が分かるか ・平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図その他の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるか
サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 (例)契約書など	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか ・契約内容、サービス料金等が分かるか
法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・契約期間が法定耐用年数(17年)以上か ・契約書以外を提出する場合は、上記が読み取れるか

(例)契約書など	
再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 (例)契約内容が分かる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容などが明記されているか
系統連系が開始又は開始される予定であることを証する書類	・FIT や FIP 認定を受けた契約になっていないか ・自己託送契約になっていないか
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

5. 各種書類の問い合わせ・提出先

大分市脱炭素先行地域補助金申請受付窓口（テルウェル西日本株式会社）

大分市大南市民センター内窓口

住所：大分市中戸次 5115 番地の 1

TEL：080-7614-5704

mail: oita-dc-hojo@telwel-west.co.jp

受付時間：月曜、水曜、金曜（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時

※令和8年度の問い合わせ先は上記のとおりですが、令和9年度以降は変更となる場合があります。